

愛知県立大学学生相談室規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学生生活委員会に設置する学生相談室（以下「相談室」という。）について、学生生活委員会規程第10条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(相談室の設置)

第2条 相談室は、長久手キャンパス及び守山キャンパスに設置し、それぞれ長久手キャンパス学生相談室（以下「長久手相談室」という。）及び守山キャンパス学生相談室（以下「守山相談室」という。）と称する。

(業 務)

第3条 相談室は、次の業務を取り扱う。

- (1) 修学、健康、学生生活その他学生の個人的問題に関する相談
- (2) 学生の精神衛生上必要な相談及び指導
- (3) 前各号の業務に必要な資料の収集及び保存
- (4) ハラスメントに関すること
- (5) その他学生相談に必要な事項

(長久手相談室)

第4条 長久手相談室は、次の者で組織する。

- (1) 長久手キャンパス学生相談室長（以下「長久手相談室長」という。）
 - (2) 相談員 各学科（ヨーロッパ学科を除く。）、ヨーロッパ学科各専攻及び大学院各研究科から選出された教員各1名（各研究科においては、学部から選出された者が当該研究科の委員を兼ねる。）並びに長久手相談室長が推薦する関連領域の教員若干名
- 2 長久手相談室長は、入試・学生支援センター長をもって充てる。
 - 3 相談員は、当該教員の所属する教授会又は大学院研究科会議の承認を得て学長が任命する。
 - 4 相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(守山相談室)

第5条 守山相談室は、次の者で組織する。

- (1) 守山キャンパス学生相談室長（以下「守山相談室長」という。）
 - (2) 相談員 若干名
- 2 守山相談室長は、看護学部選定の入試・学生支援センター副センター長をもって充てる。
 - 3 相談員は、看護学部教授会又は大学院研究科会議の承認を得て学長が任命する。
 - 4 相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(相談室運営部会)

第6条 相談室の運営に関する事項を審議するため、相談室運営部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会の組織)

第7条 部会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 入試・学生支援センター長
- (2) 入試・学生支援センター副センター長
- (3) キャリア支援室長
- (4) 相談員
- (5) 学務部長
- (6) 学務部学生支援課長
- (7) 守山キャンパス学務課長
- (8) 学生健康管理担当者
- (9) 学生相談カウンセラー

(部会の議長)

第8条 部会は、入試・学生支援センター長が招集し、その議長となる。

- 2 入試・学生支援センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名した者が議長となる。

(部会の審議事項)

第9条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 相談室の運営方針に関すること
- (2) その他相談室における重要な事項

(部会の定足数及び議決方法)

第10条 部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 部会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 部会の庶務は、学生支援課が担当し、相談室の庶務は、それぞれ長久手キャンパスにあつては学生支援課、守山キャンパスにあつては守山キャンパス学務課が担当する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生相談に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 廃止

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。